



# 栃木県公報

平成 29 年  
4 月 7 日(金)  
第2874号

## 目 次

### 告 示

○栃木県一般会計補正予算	315
○介護保険法による指定居宅サービスの事業の廃止	317
○介護保険法による指定居宅介護支援の事業の廃止	318
○介護保険法による指定介護予防サービスの事業の廃止	319
○土地改良区定款変更の認可	320
○県営土地改良事業計画の決定	320
○電線共同溝を整備すべき道路の指定	320
○土地区画整理組合の解散の認可	320
○土地区画整理組合の定款変更の認可	321
○建築基準法による道路の位置指定	321

### 公 告

○とちぎ青少年センターの利用料金の承認	322
○大規模小売店舗の変更の届出	323
○同	324
○土地改良区役員の就任	325
○公共測量の終了	325
○同	325
○都市計画変更図書の写しの縦覧	326
○同	326
○同	326
○同	326
○同	326
○同	327
○県が設置する都市公園の利用料金の変更の承認	327
○都市計画事業の施行	327
○同	327

### 教育委員会

○指定技能教育施設の変更の届出	328
-----------------	-----

### 調達等公告

○入札公告	328
-------	-----

### 正 誤

○第2841号中	329
----------	-----

## 告 示

### 栃木県告示第168号

平成28年度栃木県一般会計補正予算（第5号）については、平成29年3月30日に成立したので、その要領を次のとおり公表する。

平成29年4月7日

栃木県知事 福田 富一

## 平成28年度栃木県一般会計補正予算（第5号）

今回の補正予算は、県税収入の減少及び地方交付税の確定等に伴い、歳入歳出予算の整理を行うとともに、財政調整基金の<sup>かん</sup>涵養を図ることとして編成したものである。

補正予算の総額は、88億2,300万円の減額となり、既定予算が8,056億8,325万円であったので、補正後の予算総額は、7,968億6,025万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

## (1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A + B)
1 県 税	243,500,000	△1,000,000	242,500,000
2 地方消費税清算金	69,897,000		69,897,000
3 地方譲与税	32,800,000	△1,924,779	30,875,221
4 地方特例交付金	838,562		838,562
5 地方交付税	123,095,645	△342,618	122,753,027
6 交通安全対策特別交付金	700,000	△147,442	552,558
7 分担金及び負担金	2,957,983		2,957,983
8 使用料及び手数料	11,488,430		11,488,430
9 国庫支出金	92,783,279	△851,161	91,932,118
10 財産収入	1,646,004	△139,000	1,507,004
11 寄附金	142,352		142,352
12 繰入金	21,875,183	△2,150,000	19,725,183
13 繰越金	8,489,717		8,489,717
14 諸収入	100,488,095	△593,000	99,895,095
15 県債	94,981,000	△1,675,000	93,306,000
合 計	805,683,250	△8,823,000	796,860,250

## (2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A + B)
1 議会費	1,483,874	△15,000	1,468,874
2 総務費	38,629,882	△675,000	37,954,882
3 民生費	98,031,619	△1,135,000	96,896,619
4 衛生費	59,912,548	△210,000	59,702,548
5 労働費	2,016,119		2,016,119
6 農林水産業費	38,182,657	△566,000	37,616,657
7 商工費	80,305,040	△35,000	80,270,040
8 土木費	77,428,977	△80,000	77,348,977
9 警察費	46,949,363	△977,000	45,972,363

10	教 育 費	182,223,684	△3,209,000	179,014,684
11	災 害 復 旧 費	2,328,440	△555,000	1,773,440
12	公 債 費	102,679,047	△99,000	102,580,047
13	諸 支 出 金	74,712,000	△661,000	74,051,000
14	予 備 費	800,000	△606,000	194,000
	合 計	805,683,250	△8,823,000	796,860,250

## (3) 歳出 (性質別)

(単位 千円)

区 分	既 定 予 算 額 (A)	補 正 額 (B)	補 正 後 (A + B)
1 職 員 費	201,838,373	△2,241,000	199,597,373
2 公 共 事 業 費	57,786,778		57,786,778
3 建 設 事 業 費	59,705,434	△1,135,000	58,570,434
4 公 債 償 還 費	102,679,047	△99,000	102,580,047
5 主 要 義 務 費	118,459,428	△1,896,000	116,563,428
6 税 交 付 金 等	74,712,000	△661,000	74,051,000
7 一 般 行 政 費	85,819,728	△2,077,000	83,742,728
8 受 託 事 務 費	1,725,322	△3,000	1,722,322
9 県 単 補 助 金	11,728,299	△108,000	11,620,299
10 県 単 貸 付 金	85,071,711	△48,000	85,023,711
11 災 害 復 旧 費	2,260,906	△555,000	1,705,906
12 直 轄 事 業 負 担 金	3,896,224		3,896,224
合 計	805,683,250	△8,823,000	796,860,250

(財政課)

## 栃木県告示第169号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

平成29年4月7日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止の 年月日	サービスの 種類
		名 称	所 在 地		
0970301016	社会福祉法人栃木市社会福祉協議会 会長 小林 一成	栃木市社協藤岡ヘル パーテーション	栃木市藤岡町藤岡 810番地	平成29年 3月31日	訪問介護
0972200208	社会福祉法人栃木市社会福祉協議会 会長 小林 一成	栃木市社協西方ヘル パーテーション	栃木市西方町元1601 番地1	平成29年 3月31日	訪問介護

0970500807	株式会社レオパレス21 代表取締役 深山 英世	あずみ苑グランデ鹿沼	鹿沼市貝島町595番地5	平成29年 3月31日	訪問介護
0972501209	社会福祉法人イースター ヴィレッジ 理事長 矢吹 貞人	聖園那須訪問介護事業所	那須郡那須町寺子丙1498番地2	平成29年 3月31日	訪問介護
0970201224	株式会社金井コーポレーション 代表取締役 金井 洋右	デイサービスセンター八雲	足利市緑町一丁目6番地1	平成29年 3月31日	通所介護
0971300363	学校法人国際医療福祉大学 理事長 高木 邦格	介護老人保健施設マロニエ苑通所介護	那須塩原市井口537番地3	平成29年 3月31日	通所介護

## 栃木県告示第170号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定により次のとおり公示する。

平成29年4月7日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所 番号	事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止の 年月日	サービスの種類
		名称	所在地		
0970200630	有限会社恵ケアプランステーション 代表取締役 恵田 喜代子	恵ケアプランステーション	足利市堀込町2945番地34	平成29年 3月31日	居宅介護 支援
0972200232	社会福祉法人栃木市社会福祉協議会 会長 小林 一成	栃木市社協西方居宅介護支援事業所	栃木市西方町元1601番地1	平成29年 3月31日	居宅介護 支援
0970900254	特定非営利活動法人花の里にりん草 理事長 石塚 光清	花の里にりん草	真岡市並木町四丁目17番地4	平成29年 3月31日	居宅介護 支援
0971000013	社会福祉法人大田原市社会福祉協議会 会長 津久井 富雄	大田原市社会福祉協議会	大田原市黒羽田町848	平成29年 3月31日	居宅介護 支援
0972500474	特定非営利活動法人ゆいの里 理事長 助川 秀夫	在宅介護支援サービス ゆいの里	那須塩原市西幸町2番16号	平成29年 3月31日	居宅介護 支援

0972700199	医療法人桂慈会 理事長 菊池 正之	在宅介護支援センターのぞみ	芳賀郡益子町塙316番地	平成29年 3月31日	居宅介護 支援
------------	-------------------------	---------------	--------------	----------------	------------

## 栃木県告示第171号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により指定介護予防サービス事業者から指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

平成29年4月7日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
0970301016	社会福祉法人栃木市社会福祉協議会 会長 小林 一成	栃木市社協藤岡ヘルパーステーション	栃木市藤岡町藤岡810番地	平成29年 3月31日	介護予防 訪問介護
0972200208	社会福祉法人栃木市社会福祉協議会 会長 小林 一成	栃木市社協西方ヘルパーステーション	栃木市西方町元1601番地1	平成29年 3月31日	介護予防 訪問介護
0970500807	株式会社レオパレス21 代表取締役 深山 英世	あずみ苑グランデ鹿沼	鹿沼市貝島町595番地5	平成29年 3月31日	介護予防 訪問介護
0972501209	社会福祉法人イースターヴィレッジ 理事長 矢吹 貞人	聖園那須訪問介護事業所	那須郡那須町寺子丙1498番地2	平成29年 3月31日	介護予防 訪問介護
0970301685	株式会社ハルプ・エンタープライズ 代表取締役 廣澤 英次	ハーモネートデイサービスセンターあらい	栃木市新井町1005番地1	平成29年 3月31日	介護予防 通所介護
0970401378	株式会社しもつけ 代表取締役 小暮 幸三郎	佐野市植野デイサービスセンターしもつけの郷	佐野市植下町448番地4	平成29年 3月31日	介護予防 通所介護
0970801296	医療法人光風会 理事長 須田 誠	デイホームままだ	小山市間々田1489番地12	平成29年 3月31日	介護予防 通所介護
0970900254	特定非営利活動法人花の里にりん草 理事長 石塚 光清	花の里にりん草	真岡市並木町四丁目17番地4	平成29年 3月31日	介護予防 通所介護
0971300363	学校法人国際医療福祉大学 理事長 高木 邦格	介護老人保健施設マロニエ苑通所介護	那須塩原市井口537番地3	平成29年 3月31日	介護予防 通所介護

(高齢対策課)

栃木県告示第172号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年4月7日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
大田原市土地改良区	平成29年3月17日

栃木県告示第173号

次の事業の土地改良事業計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

平成29年4月7日

栃木県知事 福田 富一

事業名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営八幡池地区土地改良（農業用排水施設）事業	平成29年4月10日から同年5月10日まで	平成29年5月25日	芳賀農業振興事務所
県営下稲葉地区土地改良（区画整理）事業	〃	〃	下都賀農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第174号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成29年4月7日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	路線名	区間
一般国道	119号	日光市御幸町591番1から 日光市石屋町444番4までの上り線
		日光市御幸町592番7から 日光市石屋町397番1までの下り線

(道路保全課)

栃木県告示第175号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、小山市小山東部第二土地区画整理組合の事業の完成による解散を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成29年4月7日

栃木県知事 福田 富一

栃木県告示第176号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、真岡市亀山北土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年4月7日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 組合の名称 真岡市亀山北土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成15年1月14日から平成36年3月31日まで
- 3 施行地区 真岡市亀山字北浦の全部並びに字北原、字打越及び字芳賀口の各一部、下籠谷字大野の一部、下鷲谷字山野の一部
- 4 事務所の所在地 真岡市荒町5191番地
- 5 設立認可の年月日 平成15年1月7日
- 6 変更の内容 総代の補欠選挙に関する規定の変更
- 7 変更認可の年月日 平成29年4月7日

(都市計画課)

栃木県告示第177号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により次のとおり道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

平成29年4月7日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類	道路の位置	道路の延長及び幅員	指定年月日	所管の土木事務所
法第42条第1項第5号の規定による道路	那須郡那須町大字高久丙字海道下279-3、280-11、280-13の一部、280-16、282-4、282-5の一部	延長68.66m 幅員6.00m	平成28年 12月28日	大田原 土木事務所
	さくら市氏家字大野3464-8、3464-9の各一部	延長55.46m 幅員6.00m	平成29年 1月13日	大田原 土木事務所
	河内郡上三川町大字多功字西浦1931-1、1927-4の各一部	延長54.52m 幅員5.00m	平成29年 1月27日	宇都宮 土木事務所
	下野市川中子字東原3329-226、3329-778	延長22.49m 幅員6.00m	平成29年 3月1日	栃木 土木事務所
	さくら市馬場字宮越33-1	延長33.42m 幅員6.00m	平成29年 3月2日	大田原 土木事務所
	下野市石橋字西浦487-4、487-5の各一部	延長34.79m 幅員5.00m	平成29年 3月7日	栃木 土木事務所
	さくら市狭間田字氏家道下1871-16の一部、1871-22	延長21.08m 幅員5.68m～ 5.72m	平成29年 3月13日	大田原 土木事務所
	矢板市木幡2550-8の一部	延長39.45m 幅員6.00m	平成29年 3月13日	大田原 土木事務所
	那須烏山市神長字関ノ上1766-83の一部	延長18.80m 幅員4.01m～ 4.02m	平成29年 3月23日	宇都宮 土木事務所

(建築課)

# 公 告

## ○とちぎ青少年センターの利用料金の承認

とちぎ青少年センター設置及び管理条例（平成13年栃木県条例第4号）第9条第2項後段の規定により平成29年4月1日以後の利用料金を承認したので、とちぎ青少年センター設置及び管理条例施行規則（平成13年栃木県規則第52号）第16条の規定により公告する。

平成29年4月7日

栃木県知事 福田 富一

### 1 施設の利用料金

#### (1) 研修室等

施設区分	利用時間区分	午前 9 時から 正 午 まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで
第 1 研修室		12,600円	16,800円	16,800円
第 2 研修室		6,170円	8,220円	8,220円
第 3 研修室		6,170円	8,220円	8,220円
和室		4,930円	6,580円	6,580円
第 1 音楽室		5,860円	7,810円	7,810円
第 2 音楽室		4,620円	6,170円	6,170円
多目的ホール		19,100円	25,500円	25,500円

#### (2) 調理室

施設区分	利用時間区分	午前 9 時から 午後 2 時まで	午後 3 時から 午後 8 時まで
調理室		8,740円	8,740円

#### (3) 宿泊室

施設区分	利用料金
宿泊室	1人1泊につき 5,140円

#### 備考

- やむを得ない理由により利用時間区分以外の時間（2以上の利用時間区分にわたって利用する場合の当該2以上の利用時間区分の間の利用時間区分以外の時間を除く。）に利用する場合の施設の利用料金の額は、2の時間外の利用料金の表に定める額とする。
- 専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は2,001円以上の入場料（名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。）を徴収して利用する場合の利用料金の額は、この表及び前項に定める額に2を乗じて得た額とする。
- 個人で多目的ホールを利用する場合の施設の利用料金の額は、利用者1人1回当たり100円とする。
- 和室を宿泊のために利用する場合の施設の利用料金の額は、利用者1人1泊につき3,080円とする。

### 2 時間外の利用料金

#### (1) 研修室等



区 分	30分当たりの時間外の利用料金の額 (円)
午前9時前の時間帯を利用する場合	利用時間区分が午前9時から正午までの利用料金の額に100分の20を乗じて得た額
正午から午後1時までの時間帯又は午後5時から午後6時までの時間帯を利用する場合	利用時間区分が午後1時から午後5時までの利用料金の額に100分の15を乗じて得た額
午後10時後の時間帯を利用する場合	利用時間区分が午後6時から午後10時までの利用料金の額に100分の15を乗じて得た額

## (2) 調理室

区 分	30分当たりの時間外の利用料金の額 (円)
午前9時前の時間帯又は午後2時から午後3時までの時間帯を利用する場合	利用時間区分が午前9時から午後2時までの利用料金の額に100分の12を乗じて得た額
午後8時後の時間帯を利用する場合	利用時間区分が午後3時から午後8時までの利用料金の額に100分の12を乗じて得た額

備考 この表により算出した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

## 3 附属設備及び器具の利用料金

名 称	施 設 区 分	単 位	利用料金
ビデオプロジェクター	第1研修室・多目的ホール	式	2,570円
カセットデッキ・CDプレイヤー	第1研修室・多目的ホール	式	300円
デジタルピアノ	第1音楽室・第2音楽室・多目的ホール	台	510円
キーボードアンプ	第1音楽室・第2音楽室・多目的ホール	台	510円
シンセサイザー	第1音楽室・多目的ホール	台	510円
ベースアンプ	第1音楽室・多目的ホール	台	510円
ギターアンプ	第1音楽室・多目的ホール	台	510円
ドラムセット	第1音楽室・多目的ホール	式	510円
音楽編集装置 (音楽編集室)		式	1,020円
卓球台	多目的ホール	式	410円
持込器具電源利用料		500W	200円

## 備考

- この表における利用料金の額は、1の施設の利用料金の表に定める利用時間区分 (延長した場合を含む。) ごとの額とする。
- この表の「音楽編集装置」は、2時間単位の額とする。
- この表の「持込器具電源利用料」は、持ち込む器具の定格消費電力量500Wごとに支払うものとする。この場合において、定格消費電力量500W未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとする。
- 専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は2,001円以上の入場料 (名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。) を徴収して利用する場合の利用料金の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。

(人権・青少年男女参画課)

## ○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届

出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成29年8月7日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年4月7日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
茂木ショッピングセンター もぴあ  
芳賀郡茂木町大字茂木179番地1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社かましん  
芳賀郡茂木町大字茂木5番地
- 3 変更の概要

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称	株式会社かましん外2者	株式会社かましん外3者	平成29年3月24日

- 4 届出年月日  
平成29年3月24日
- 5 縦覧場所  
栃木県産業労働観光部経営支援課

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、平成29年8月7日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年4月7日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
茂木ショッピングセンター もぴあ  
芳賀郡茂木町大字茂木179番地1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社かましん  
芳賀郡茂木町大字茂木5番地
- 3 変更の概要

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	4,094㎡	5,086㎡	平成29年11月25日
駐車場の位置及び収容台数	342台 位置は図面のとおり	250台 位置は図面のとおり	
駐輪場の位置及び収容台数	50台 位置は図面のとおり	60台 位置は図面のとおり	
荷さばき施設の位置及び面積	204㎡ 位置は図面のとおり	244㎡ 位置は図面のとおり	

廃棄物等の保管施設の位置及び容量	56㎡ 位置は図面のとおり	63㎡ 位置は図面のとおり
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後9時45分	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時45分
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時15分から午後11時15分まで	午前4時30分から午後11時15分まで
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	10箇所 位置は図面のとおり	11箇所 位置は図面のとおり
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前7時から午後3時	午前6時から午後10時

4 届出年月日

平成29年3月24日

5 縦覧場所

栃木県産業労働観光部経営支援課

(経営支援課)

○土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成29年4月7日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退任年月日	就任年月日
壬生町土地改良区	理事		中村 正	下都賀郡壬生町大字下稲葉1069		29.3.24

(農地整備課)

○公共測量の終了

平成28年12月27日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、栃木市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成29年4月7日

栃木県知事 福 田 富 一

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業地域

栃木市

3 作業期間

平成28年12月5日から平成29年3月24日まで

○公共測量の終了

平成28年10月28日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省関東地方整備局日光砂防事務所長か

ら、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成29年4月7日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類  
公共測量（航空レーザー測量）
- 2 作業地域  
日光市
- 3 作業期間  
平成28年10月15日から平成29年3月24日まで

（監理課）

○都市計画変更図書の写しの縦覧

真岡市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成29年3月31日に決定した、宇都宮都市計画地区計画（中郷・萩田地区地区計画）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成29年4月7日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

真岡市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成29年3月31日に変更した、宇都宮都市計画用途地域（中郷・萩田地区）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成29年4月7日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

真岡市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成29年3月31日に変更した、宇都宮都市計画ごみ焼却場の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成29年4月7日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

真岡市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成29年3月31日に変更した、宇都宮都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成29年4月7日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

小山市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成29年3月31日に変更した、小山栃木都市計画緑地（思川緑地）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成29年4月7日

栃木県知事 福田 富一

## ○都市計画変更図書の写しの縦覧

小山市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成29年3月31日に変更した、小山栃木都市計画下水道（小山市公共下水道）の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成29年4月7日

栃木県知事 福田 富一  
(都市計画課)

## ○県が設置する都市公園の利用料金の変更の承認

栃木県都市公園条例（昭和49年栃木県条例第6号）第14条の2第3項後段の規定により平成29年4月1日以後の利用料金について次のとおり変更の承認をしたので、栃木県都市公園条例施行規則（昭和49年栃木県規則第16号）第13条の2の規定により公告する。

平成29年4月7日

栃木県知事 福田 富一

平成26年4月7日付け栃木県公報号外第40号で公告した県が設置する都市公園の利用料金の承認の表2 栃木県鬼怒グリーンパークの部(1)運動施設の項備考2中「1周券5枚つづり2,000円」を「1周券2枚つづり810円、1周券5枚つづり2,000円」とする。

## ○都市計画事業の施行

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成29年4月7日

栃木県知事 福田 富一

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
小山栃木都市計画道路事業 3・4・212号栃木駅東通り
- 2 施行者の名称  
栃木県
- 3 事務所の所在地  
栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

## ○都市計画事業の施行

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成29年4月7日

栃木県知事 福田 富一

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
宇都宮都市計画道路事業  
3・3・102号 宇都宮水戸線 及び

- 3・4・104号 宮の橋不動前線
- 2 施行者の名称  
栃木県
- 3 事務所の所在地  
栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

(都市整備課)

### 教育委員会

#### 栃木県教育委員会告示第4号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第1項の規定により指定技能教育施設の設置者から次のとおり変更の届出があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年4月7日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

名 称	所 在 地	変 更 の 年 月 日
K T C中央高等学院宇都宮キャンパス	宇都宮市駅前通り3-2-3 チサンホテル宇都宮3階 (宇都宮市大通り2-1-6 宇都宮サテライトビル7階)	平成29年4月3日

注 表中の（ ）内は、変更前のもの

(学校教育課)

### 調達等公告

#### ○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成29年4月7日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 入札に付する事項
  - (1) 業務名 平成29年度県議会広報紙「県議会とちぎ」新聞折り込み業務
  - (2) 業務内容 入札説明書による。
  - (3) 履行期間 契約締結日から平成30年3月31日まで
  - (4) 履行場所 栃木県議会事務局の指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しない者であること。
  - (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、折込広告の入札参加資格を有する者と決定された者であること。
  - (3) 平成29年4月21日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- 3 入札の手続等
  - (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県議会事務局政策調査課 電話028-623-3772

(2) 入札及び開札の日時及び場所

平成29年4月21日(金) 午前11時 栃木県議会議事堂4階 第5委員会室

(3) その他 入札説明書は、平成29年4月7日から同月20日までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。

4 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(議会事務局政策調査課)

正 誤

発行番号	ページ	行	正	誤
第2841号	1103	14	清宮 光磨	清宮 光磨